

高松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年7月20日制定
令和2年7月20日改正
高松市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市の農業は、市街地近郊の平野部を中心に、都市化・混住化が進むとともに、農家1戸当りの平均耕作面積は全国平均の半分以下で、兼業化や経営規模の零細化が進む一方、温暖な気候を利用し、稲作を基幹に、麦、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた都市近郊型の複合経営や施設園芸等の集約型農業を展開し、経営規模の零細性を補う生産性の高さが特徴となっている。

しかしながら、農業従事者の高齢化や減少、遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化や新規参入の促進に農業委員会を挙げて取り組んでいく必要がある。

本市農業の特徴を活かしながら、創造性豊かで持続可能な農業の実現に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めるため、法第7条第1項の規定に基づき、具体的な目標と推進方法を定める。

なお、この指針は、令和10年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	6,018ha	168ha	2.8%
3年後目標 (令和5年3月)	5,982ha	132ha	2.2%
目 標 (令和11年3月)	5,910ha	60ha	1.0%

【目標設定の考え方】令和10年度までに、遊休農地の割合は1%以下を目標とする。
注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の実施に当たっては、農業委員と推進委員が協力し、高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会等と連携し調査の精度向上を図る。

利用状況調査の結果、遊休農地の所有者等に対し農地の利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施するとともに、戸別訪問指導や荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用し再生事業等を実施するなど、遊休農地対策を強化する。

イ 香川県農地機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた香川県農地機構への貸付け手続きを行うとともに、農地集積専門員と連携し、新規就農者等に対する遊休農地の具体的な情報を紹介するなど、その解消に努める。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	5, 8 5 0 ha	1, 4 2 1 ha	2 4. 3 %
3年後目標 (令和5年3月)	5, 8 5 0 ha	1, 7 2 7 ha	2 9. 5 %
目 標 (令和11年3月)	5, 8 5 0 ha	2, 3 4 0 ha	4 0. 0 %

【目標設定の考え方】高松市農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、令和10年度までに担い手への農用地利用の集積率を40%まで引き上げることを目標とする。

注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積・集約化を図る。

イ 香川県農地機構との連携について

農業委員及び推進委員の活動の中で、香川県農地機構と連携し、農家の意向を踏ま

えて農地中間管理事業の活用を推進するなど、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努める。

ウ 農業相談会の開催等について

年2回発行する農業委員会だより等を活用し、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に農業相談会を開催し、農地の出し手と受け手のマッチングを行い農地の流動化を促進する。

エ 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域における農地の問題解決のための「人・農地プラン」の作成・見直しへは、「意向調査の実施」「集落の話合い活動」による実質化が求められており、農業委員・推進委員の立場で必要な協力を行うものとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	認定新規就農者数	集落営農数 (うち法人)
現 状 (令和2年3月)	延べ55人	34経営体 (14経営体)
3年後目標 (令和5年3月)	延べ60人	37経営体 (17経営体)
目 標 (令和11年3月)	延べ73人	40経営体 (25経営体)

【目標設定の考え方】令和10年度までに認定新規就農者数を延べ73人に、集落営農数を40経営体（うち、法人25経営体）に引き上げることを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

高松市、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業会議、香川県農協等と連携して、参入希望者を把握し、農地のあっせんを行うことにより、新規参入を促進する。

イ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業次世代人材投資資金の交付対象となる認定新規就農者に対して、経営・技術、資金、農地の分野のうち、農業委員会は農地に関するサポートを行い、今まで以上に農地のあっせんに努める。

ウ 集落営農の推進について

労働力不足、機械施設に対する投資等の問題解決や効率的な農業経営の実現を図るため、集落営農を地域の担い手の一つとして位置付け、集落営農の組織化や法人化を推進する。